第３号様式

受付番号

船橋市インターンシップに関する協定書

　船橋市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

（実習生の受入れ）

**第１条**　甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上と、市政に対する理解を深めることを目的として乙に所属する下記学生を実習生として受け入れるものとする。

実習生氏名

学部・学科（学年）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　年）

（実習期間及び時間）

**第２条**　実習生が実習を行う期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。実習を行う時間は、午前８時４５分から午後５時１５分までとし、途中４５分の休憩時間を置くものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、実習受入先の所属長が別に定めることができる。

（報酬等の不支給）

**第３条**　甲は、実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

（実習生の身分等）

**第４条**実習生は、甲の職員としての身分を保有しない。

２　実習生は、実施時間中は所属長及び実習指導者の指導及び指示に従わなければならない。

３　実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ所属長にその旨を連絡しなければならない。

（実習に専念する義務）

**第５条**実習生は、甲の職員の指示に従い、実習時間中は専ら実習に専念し、実習の目的達成に　　努めなければならない。

　（信用失墜行為の禁止）

**第６条**実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（法令を遵守する義務）

**第７条**実習生は、実習期間中、甲の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

（守秘義務）

**第８条**実習生は、実習上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、実習終了後においても同様とする。

２　実習生は、知り得た個人情報について実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場合についても、甲の指示によることとする。

３　実習生は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

４　実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（実習中の事故責任等）

**第９条**乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

２　乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第５条から第８条までの規定に違反する行為により市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

（実習生の提出書類）

**第１０条**実習生は、第５条から第９条の規定を遵守するため、甲に対して船橋市インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第１２条に定める誓約書を事前に提出しなければならない。

（実習の中止）

**第１１条**　甲は、実習生が第５条から第９条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

（その他）

**第１２条**　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたとき、または改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

　本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ　　１通を保管するものとする。

　　令和５年　　月　　日

甲　　船橋市湊町２丁目１０番２５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　船橋市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　船橋市長　松　戸　　徹

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙